

# 土地改良区だより NO.23 水土里ネット大口



## 伊佐市大口土地改良区

〒895-2525  
鹿児島県伊佐市大口下殿563番地  
Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528  
E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数  
1,525名
- ◇ 地区の総面積  
734町8反  
(2016.10.26現在)



### 揚水機場の浚渫作業

毎年、6月と8月に大田揚水ポンプ場の浚渫作業を実施しています。6月はまだ水も冷たいこともあり、ウエットスーツを着用して、堆積したゴミや泥をスコップ等で汲み出し、水槽の角奥については消防ホースを利用して排出しております。圃場に送水するため、多くの主要施設でこのような管理がなされております。過灌水によるかけ流しに注意し、水を大切にしましょう。

## ごあいさつ

理事長 田崎 英治

晩秋の候、組合員の皆様には平素から土地改良区の運営、事業の推進には格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は組合員の三分の二以上の同意を取り付け、先の総代会で議決いただきました維持管理計画書の変更認可申請を6月下旬に行い、8月23日付で無事認可が下りたところであります。3区が合併以来の大きな懸案でありましたが、管轄区域内の施設規模の把握、それに即した賦課金の算出根拠など、ようやく整備に漕ぎ着けることができました。

また、新たに土地改良区の体制強化基本計画の作成に取り組むよう指導がなされました。これは農業農村構造の変化に伴い、組織の運営、施設管理の複雑化により十分な機能を果たし得なくなっていることから、効率的な施設の更新、農地利用の集積など土地改良区自らの体制基盤の強化に向け、中長期的な計画を促すものです。現在、研修等へ積極的に出席し、作成に向け奮闘中であります。管内の施設も古いものは既に耐用年数を超え、様々な部位の劣化や破損が目立ち、修復に追われる状況にあります。これらを計画的に順次、更新できるよう計画を進めたいと考えております。

落水時を待って先般、大田木崎池の改修に着手いたしました。築造以来100年とも言われ、経年による施設の老朽化が進み、下流域の農地・施設のみならず宅地等への甚大な被害を及ぼす恐れがありました。総工費9250万円をかけ、昨今の局地的な豪雨にも対応しうる防災事業として期待をしております。その他、各地域において施設の改修事業を進めておりますが、大変厳しい営農運営の中、関係受益者の皆様には相応のご負担をお願いいたしますが何卒ご理解を切にお願い申し上げます。

少子高齢化、近年の異常気象ともいえる大型台風の襲来など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しております。自助努力も限界に達しつつある中、英知を結集し未来志向の経営体として、今一步の踏ん張りを期待いたします。

末尾に、組合員並びに関係者のご健勝をお祈り申し上げます。

# 財 務 状 況 報 告

規約第46条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

## 平成28年度 一般会計収入支出予算の執行状況

平成28年9月30日現在（単位：円）

収 入			支 出				
科 目	予 算 額	収入済額	未収入額	科 目	予 算 額	支出済額	予算残額
<b>1. 組 合 費</b>	<b>16,399,800</b>	<b>0</b>	<b>16,399,800</b>	<b>1. 事 務 費</b>	<b>16,336,000</b>	<b>5,434,885</b>	<b>10,901,115</b>
經常賦課金	12,960,000	0	12,960,000	事務費	15,870,000	5,434,885	10,435,115
特別賦課金	3,439,800	0	3,439,800	総代会費	466,000	0	466,000
<b>2. 使 用 料</b>	<b>450,000</b>	<b>835,000</b>	<b>△ 385,000</b>	<b>2. 財 産 費</b>	<b>2,364,000</b>	<b>0</b>	<b>2,364,000</b>
<b>3. 補 助 金</b>	<b>32,116,700</b>	<b>2,788,000</b>	<b>29,328,700</b>	<b>3. 諸 負 担 金</b>	<b>258,000</b>	<b>156,040</b>	<b>101,960</b>
償 還 金	29,486,700	0	29,486,700	<b>4. 借 入 金 利 息</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>
水 門	190,000	0	190,000	<b>5. 維 持 管 理 費</b>	<b>6,335,000</b>	<b>1,544,645</b>	<b>4,790,355</b>
施 設 管 理	2,440,000	2,788,000	△ 348,000	水 路 費	2,327,000	139,501	2,187,499
<b>4. 雑 収 入</b>	<b>2,519,300</b>	<b>171,373</b>	<b>2,347,927</b>	管 理 費	3,108,000	1,405,144	1,702,856
電柱敷地料	1,300,000	0	1,300,000	適正化事業	900,000	0	900,000
加 入 金	10,000	0	10,000	<b>6. 事 業 費</b>	<b>38,893,000</b>	<b>89,143</b>	<b>38,803,857</b>
雑 収 入	209,300	171,373	37,927	事 務 費	935,000	89,143	845,857
業 務 受 託 料	1,000,000	0	1,000,000	負 担 金	940,000	0	940,000
<b>5. 繰 入 金</b>	<b>4,650,200</b>	<b>0</b>	<b>4,650,200</b>	償 還 金	37,018,000	0	37,018,000
<b>6. 繰 越 金</b>	<b>9,214,000</b>	<b>9,787,307</b>	<b>△ 573,307</b>	<b>7. 返 戻 金</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
				<b>8. 予 備 費</b>	<b>1,154,000</b>	<b>0</b>	<b>1,154,000</b>
計	65,350,000	13,581,680	51,768,320	計	65,350,000	7,224,713	58,125,287

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作成しております。

年2回の定期監査の他、九州農政局及び土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

### 平成27年度

#### 一般会計収入支出決算書（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1. 組 合 費	15,851,220	1. 事 務 費	13,366,144
2. 使 用 料	1,515,020	2. 財 産 費	3,795,700
3. 補 助 金	39,543,802	3. 諸 負 担 金	230,296
4. 雑 収 入	2,960,731	4. 借 入 金 利 息	0
5. 繰 入 金	8,501,208	5. 維 持 管 理 費	3,257,900
6. 繰 越 金	9,365,244	6. 事 業 費	47,299,878
		7. 返 戻 金	0
		8. 予 備 費	0
計	77,737,225	計	67,949,918

収支差引残高9,787,307円が平成28年度へ繰越

### 平成27年度

#### 特別会計収入支出決算書（単位：円）

会計種別	収入決算額	支出決算額	差 引
地区除外決済金積立	23,852,539	1,202,205	22,650,334
退職給与積立金	14,043,181	0	14,043,181
研修費積立金	380,607	0	380,607
河川道路用地売却金	1,890,299	150,000	1,740,299
管理用地使用料積立	7,463,671	150,000	7,313,671
財政基金積立金	4,605,897	0	4,605,897
担い手育成支援事業	2,999,534	2,999,534	0
経営安定対策事業	4,400,003	4,400,003	0

差引額が平成28年度へ繰越

### 監査報告

平成28年度第1回監事会が開催され、平成27年度の運営・事業・会計・経理について監査が実施されました。その結果、何ら異常等は認められなかったことを報告致します。

平成28年7月6日

総括監事 石原 昭紀 ㊞  
 監 事 鳥巢 祐二 ㊞  
           山口 正二 ㊞

### 平成27年度 財 産 目 録

（平成28年5月31日現在）

#### 資 産

流動資産（現金、預金）	9,787,307円
特定資産（積立金見返預金）	50,733,989円
出資金（県信連、北さつま農協）	98,000円
固定資産（備品等）	2,324,457円
<b>資産合計</b>	<b>62,943,753円</b>

#### 負 債

長期負債（県営圃場整備事業借入金）	98,629,043円
短期負債（積立引当金等）	50,733,989円
<b>負債合計</b>	<b>149,363,032円</b>

**事業の紹介 1**

**「農業競争力強化基盤整備事業」**

本区管轄内において、大田・里・原田地区に約140町歩の未整備地区があります。特に大田・国ノ十地区は平成23年度に基盤整備事業に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果は土地改良区だよりでも公表したところでありましたが、ネックは後継者のいない中、工事負担金に対する懸念の意見が多くありました。

この事業のポイントとしては、農地の大区画化や排水対策、水利施設等の整備を行うと共に、担い手への農地集積・集約により農業の高付加価値化を推進します。

**政策目標**

- ・担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるように集積を推進する
- ・基盤整備実施区域の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

**主な要件**

- ・担い手への農地集積率50%以上
  - ・受益面積 20ha以上  
（中山間地域は10ha以上）
- ※複数団地でも「地域の一体性」があれば可

**主な整備**

- ・区画整理
- ・暗渠排水
- ・用排水施設整備
- ・農道等

**負担割合**

六法指定区域内  
国55% 県29.5% 地元15.5%

**主な付帯事業**

- ・中心経営体農地集積促進事業  
（促進費:限度額）事業費の7.5% ⇒ 12.5%

※受益農家の負担割合は未確定（市当局との交渉が必要）ですが、仮にこれまでの一般型同様に5%の負担であった場合、集積による促進費がつくことで、この助成金を償還に充てる方法もあります。

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業	
	助成割合	集約化加算 ※
85%以上	8.5%	+4.0% (計12.5%)
75~85%	7.5%	+3.0% (計10.5%)
65~75%	6.5%	+2.0% (計8.5%)
55~65%	5.5%	+1.0% (計6.5%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。

ご希望の地区がありましたら、事務局へご相談ください。説明会など準備いたします。

事業の紹介 2

「土地改良施設維持管理適正化事業」

この事業は造成された施設の機能保持と耐用年数の確保を目的としています。まず事業に加入し、向こう5年の間に整備補修を行うために必要な経費の一部(事業費の30%)を均等に拠出します。それに国が30%、県が30%助成することで90%が適正化事業資金として交付されます。残り10%が事業実施年度に自己負担金となります。

このように30%を拠出したことにより、国及び県から助成を受けられ施設の整備補修に必要な事業費90%が交付され、土地改良区としては施設管理に要する費用の大幅な負担軽減につながることができます。

施設の計画的整備が可能となり、受益者負担の平準化が図られるなどのメリットがあります。整備補修の必要がある施設について導入を図りたい地区は、地元理事等へ相談してください。

対象施設

頭首工、揚排水機場、樋門、ため池等  
 ※但し事業を実施するには、対象施設について管理指導センター等の診断・管理指導を受ける必要があります。

事業費

1施設(地区)の事業費は200万円以上のこと

その他

緊急を要する整備補修や施設が造成されて5年以内の施設は対象外となります。

今後の事業計画について

県営農村地域防災減災(ため池等整備)事業

1) 木崎上池改修工事

平成26年度に法手続きに必要な施工同意書の徴集を行い、それに基づき昨年度は詳細設計業務の発注がなされたところです。本年度は秋の取入れ後を目途に堤体及び洪水吐の本工事が実施される予定です。

◇ 平成28年度の改修工事費(概算) 74,800千円 (平成27年11月時点)

※負担区分 国55%、県27.175%、市16.825%、**地元1.00%**

2) 水車放水門の転倒ゲート化

◇ 平成29年度の工事実施予定 11,350千円 (概算)

土地改良施設維持管理適正化事業

1) 羽月頭首工(水門)の駆動装置の更新・捲上機の補修

◇ 平成31年度の工事実施予定 7,500千円



9月20日の地元説明会  
 (木崎自治公民館)

平成28年度 賦課金及び徴収期間について

1. 賦課額 (予算額)

- (1) 経常賦課金 12,960,000 円  
 10a当りの賦課額  
 田：一律 1,800円 (定款で定めた天水田については1/2)  
 畑：一律 900円



- (2) 特別賦課金 3,439,800 円 (ほ場整備事業工事費受益者負担分)  
 10a当りの賦課額

	第二山野地区	羽月地区	第二羽月地区	県営農村地域防減災事業 木崎上池地区	水車地区
返済予定額	500円	3,240円	3,920円		
均等調整積立金取崩	-280円	-1,650円	-2,800円		
実質負担額	220円	1,590円	1,120円	210円	200円

\* 大口中央地区・湾洲脇牟田地区の工事費借入金は、ご協力により平成27年度をもちまして完済となりました。

2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 平成28年11月18日から平成28年12月9日まで
- (2) 徴収方法 原則として集落別による徴収を行っております。

平成27年度も、賦課金徴収100%を達成!!

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合わせください。  
 また、平成27年度に郵送の方を対象に郵便局からの自動振替希望者のアンケートを実施いたしましたが、郵便局が求める最低限の人数に達しませんでした。そこで、今年郵送の方を対象に再度アンケートを実施いたします。必ず回答の上、振替をお願いいたします。

組合費(賦課金)は土地改良区運営の主要な財源です。  
 賦課金の期限内納入にご理解とご協力を

平成27年度をもちまして担い手育成支援事業並びに経営安定対策基盤整備緊急支援事業が全ての地区で完了となりました。羽月・第二羽月地区においては償還が10年近く残っておりますが、これまでの補助事業による均等調整費積立金の取崩しにより、本来の約定額の1/3～半額程度の負担となるように対応してまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

経常賦課金とは・・・土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは・・・県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。

\*\* 償還金(特別賦課金)の残債期間 \*\*

第二山野地区・・・平成29年度まで 羽月地区・・・平成35年度まで  
 第二羽月地区・・・平成36年度まで

# 組 合 員 の 皆 様 へ

こんなときは必ず届出を!!

- ◎農地の異動  
（売買・交換・賃貸借等）
- ◎農業者年金受給による経営移譲
- ◎組合員の死亡・住所の変更等
- ◎農地を宅地等へ転用
- ◎公共事業(用地買収)による転用
- ◎指定口座の変更・閉鎖

注意

届出がない場合は、  
従前の人に賦課金がかかいます。

- ※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。
- ※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。（転用決済金が発生します）  
また、農業委員会から非農地の通知（証明）が届いた場合、今後農用地として活用することがない場合も同様の手続きが必要です。（転用により農地が減少することで、残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため）

## 組合員は誰がなるの？ 賦課金は誰が払うの？

最近多くなっている質問です。土地改良法では、組合員の位置づけとして要約すると「農用地にあって当該権原（所有権や賃貸借権等）に基づいて、その農用地を耕作し、収益をあげている者」となっています。すなわち、『耕作者主義』を原則としています。

また、同一の農用地に複数の組合員を立てることも禁止されています。特別賦課金（工事費）を払う組合員と経常賦課金を払う組合員を別々に定めることができません。従って特別賦課金のある地区の多くは所有権者が組合員となっています。

経常賦課金は水利費をはじめ、農道や水路などの施設維持費を含んでいます。これらは耕作者が使用することになります。最終的には貸借契約時の協議となりますが、法の解説としては、このような位置づけとなりますので参考までに。

## 本区専用Webページができました!

鹿児島県土地改良事業団体連合会のサイト内に、当改良区のページができました。管内での様々な取組みや地域の行事など少しずつではありますが、情報を発信して参ります。PRしたい情報などお寄せください。

水土里ネット大口

検索

スマホ・携帯でのアクセスは  
右のQRコードをご利用ください。



サイトURL

<http://www.midorinet-kagoshima.jp/region-page/region-ookuchi/>